



平和とくらしを守る北九州市民の会

〒803-0817 小倉北区田町 13-21 田町ビル 3 F
Tel 093-592-5000 FAX 093-571-4346

北九州市民の会

検索



WEB : <http://siminnokai.com>
e-mail : koe@siminnokai.com

憲法連続講座 第1回

弁護士に聞いてみよう! 憲法のハナシ



5月13日(土)、北九州憲法ネット主催の憲法連続講座第1回が開かれました。

講師は新進気鋭の小野純司弁護士(小倉南法律事務所所属)。「弁護士に聞いてみよう! 憲法のハナシ」は、素晴らしかった。24枚のスライドを使って、やさしく、良くまとまった憲法のハナシだった。今後どのように進めていくか、多くの参加を期待して、みんなで決めていこうということになりました。第2回憲法連続講座に気軽にお集まりください。

第2回憲法連続講座

日時 7月22日(土) 13:30
場所 生涯学習総合センターA会議室
講師 小野純司弁護士

平和ネット19日行動×さよなら原発金曜行動

憲法改正必要ない、南西諸島を戦場にすんな



JR小倉駅前で行なわれる行動する参加者

5月19日(金)18時から「平和ネット19日行動」と「さよなら原発金曜行動」が共に小倉駅街宣をおこないました。30名余が集まり、交互にリレートークをしながら、スタンディング、署名活動、チラシ配りなどにぎやかに取り組みました。さよなら原発金曜行動は、515回を数えた。

平和ネット19日行動は、折尾駅でも同時刻に取り組みました。平和ネットがチラシで訴えたことは、(1)緊急事態に備えるための憲法改正というけれど現行法で十分対応できるので憲法改正の必要はありませんということと、(2)自衛隊基地建設、超射程ミサイル配備計画で南西諸島を戦場にすんな!ということ。最後は、全員で元気よくシュプレヒコール。

笑顔と希望の北九州市をつくる会 第7回拡大幹事会開かれる

北九州市長選挙を総括し、解散

5月11日(木)18時30分から、戸畑生涯学習センターで、「笑顔と希望の会」が、第7回拡大幹事会を開きました。

河村代表委員による開会の挨拶の後、山内涼成市議団幹事長が、市政報告をしました。主要議題である「第7回幹事会への報告と提案」を石田代表委員が行いました。

原田財政担当委員から、供託金と選挙公費の負担を余儀なくされた財政事情とその措置について説明があり、会計監査報告もなされました。

質疑・討論の末、政治確認団体「笑顔と希望の北九州市をつくる会」の解散が決定され、県選挙管理委員会に届け出をすることになりました。財政問題についても、「市民の会」が引き継ぎます。「市民の会」は、第33回幹事会を5月25日(木)18時30分から戸畑生涯学習センターで開催します。

北九社保協通信

報告・資料集 2023年4月号
4月28日 事務局発行

北九州市保健課と生活保護行政について懇談会を実施

- 高い決定率に対し、以前として低い申請率は事前審査が問題と指摘。
- 扶養照会の様式見直しは一定の評価も更なる改善努力を要求。
- 積極的な宣伝・広報は社会的嫌悪感払拭効果が不明と、考え方の相違で変更線。
- 今後予定の生活困窮者支援金は生保受給者に確実な支給を約束。
- 亡くなった後の保護費等は担当CWとの事前連絡、情報共有で解決を確認。

例年実施している市保健福祉局保護課との懇談会を、3月27日(月)に北九州市総合保健福祉センターにおいて実施しました。

毎年この自治体キャラバンの時期に改善項目を申し入れ、保護課の回答を受けて懇談をおこなっています。今回も昨年度同様、コロナ禍をうけて短時間・少人数での対応となったため、重点項目の「生活保護の宣伝・広報と扶養照会、医療機関に於ける金銭管理できない方への保護費支払いについて」を中心に実施し、社保協からは高木会長(弁護士)をはじめ12名が参加、市保護課からは保護係ら3名が出席しました。

懇談では、まず北九州市の生活保護の状況について当局より資料をもとに説明をうけ、それに対し「申請率は45%に対し決定率は94%で推移している間、ほぼ変わらない低い申請率が問題である。申請率は低いのに決定率が高いということは申請の段階でふるいにかける水際作戦(事前審査)が行われているのではないか」との厳しい意見が出されました。さらに、「14日以内の保護決定率に関しては市内各行政区によって差がある。厚労省基準に基づいて人員配置しているのなら、決定率の高い区の工夫など全区で共有すべきでは」との意見も出されました。積極的な広報については昨年の懇談会でポスター作成・掲示などすでに実施している自治体の事例も示し「手段の一つとして検討したい」との回答を得ていましたが、当局からは一定の議論も行ったが社会的嫌悪感を払拭する効果が不明。よって現時点では考えていない」との返答がポスター掲示のみならず、生活保護のチラシを全戸配布した「京丹後市」の資料も示しながら、あらためて北九州市での積極的な広報について意見交換を行いました。平行線をたどる結果となりました。扶養照会については懇談会の意見も反映され依頼文書も一定、改善されているものの新聞記事の「扶養照会は効果なし」の資料も紹介し、更なる扶養照会の見直し・改善と柔軟な対応をお願いしました。さらに、医療機関のMSWから「金銭管理が出来ない保護受給者が亡くなった際のオムツ代等が未収金となっている」問題に関しては「当該者の担当CWとの事前情報共有で対応可能」との確認が出来ました。懇談会を通じ、より良い生活保護行政を目指すうえで、今後も行政との連携を密にし、双方で努力していく必要があると感じました。

例年実施している市保健福祉局保護課との懇談会を、3月27日(月)に北九州市総合保健福祉センターにおいて実施しました。



どなたでも参加を歓迎! 公益社団法人福岡県自治体問題研究所 第46回総会記念シンポジウム

(日 時) 6月3日(土) 開場・受付13時 開会13時半 閉会15時50分(のち総会議事)
(参加費) 500円(テキスト代・会場費)
(会 場) 早良市民センター・第一会議室(地下鉄「藤崎駅」②番出口)

どこへ行く「JR九州」 ~より良い地域交通を願って

◎特別報告(ビデオと文書発言)

「西九州(長崎)新幹線問題と住民・自治体・地域に基本的地域権を」

桑原允彦・元鹿島市長
(20年間鹿島市長を務め、新幹線問題と対応)

◎特別報告の概要紹介、この間の論点と成果、現状
杉谷雅博(議員)・(嬉野市・民生委員)~進行役を兼務

◎記念講演

「通学を支えるローカル線・清張鉄道を巡って」
赤塚隆二(元朝日新聞記者、鉄道問題研究者、第17回松本清張研究奨励事業・受賞者)

◎利用者の生の意見交換

◎報告

「民主主義のインフラとしての交通問題 ~より良い地域交通を願って」
遠藤雄二(九州大学で学生と教員47年間)

◎まとめ 杉谷雅博(会員)

*記念シンポは、翌日以降研究所のホームページ(ユーチューブ)で、公表します。

<主催>公益社団法人 福岡県自治体問題研究所
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目19-3-508
Tel・fax 092-472-4675 jiti@ked.biglobe.ne.jp、
<http://jitiken.jimdo.com>

「市民の会」が第33回幹事会開催

市長選挙での政策実現へ 取り組み強化

5月25日(木)18時30分から市立戸畑生涯学習センターで、「市民の会」幹事会が開かれました。

棚次代表委員の開会挨拶のあと、三輪事務局長が、活動総括と活動方針を報告、原田財政担当事務が財政報告を行いました。

これに対しての意見発表と熱心な討論が続きました。特に、活動方針案への追加・修正意見が出され、事務局で議案書を修正することを確認し、すべて満場一致で議決されました。

以下に幹事会議案を修正し、議決された活動方針を転載します。

第33回幹事会活動方針(5.25 幹事会～)

岸田政権の大軍拡・大増税による「戦争する国」づくりは、地域社会を衰退させ、広範な地域住民の怒りと反発を呼んでいる。「新しい戦前の道」を行くのではなく、住民福祉の増進をはかるべく、住民自治の確立を目指して、今こそ一人ひとりが立ち上がるべき時である。

<基本方針>

武内市長は、「行財政改革の断行」を明言しているが、3月議会では、どのような行財政運営をするか、その独自性は見えない。今後、6月議会での本予算審議に注視していく必要がある。「市民の会」として、以下の基本方針を掲げる。

- (1) 国の悪政(軍事大国化)にNO!と言える住民本位の市政実現をめざす。
- (2) 北九州市政について、日常的に学び、分析し、情報を共有する。
- (3) 市民の要求を汲み上げ、運動化し、市政の改善につなぐ。
- (4) 市長選で「笑顔と希望の会」が掲げた政策の実現にとりくむ。

<具体的方針>

- (1) 学校給食の無償化を求める運動を、子育て世代が核になるように展望して進める。以下の学習会を「学校給食を考える準備会」結成にする。

学校給食を考える学習会

7月8日(土)10:30~12:30

コムシティこどもの館

学習交流 給食現場から学校調理員さんの報告
北九州市の学校給食の現状とこれまでのあゆみ
学校給食費の無償化を実現した自治体の経験に学んで
以上の報告内容を予定しています。

- (2) 子育て応援三つのゼロと高齢者二つの支援の実現をめざす。高齢者福祉乗車券の実現を求める署名運動を継続する。高齢者補聴器助成運動の先進例(新潟)から学び、本市での運動を提起する。
- (3) 「公共施設マネジメント」の推進に反対し「住民合意」の街づくりを目指す。
- (4) 各区の街づくりを中心に、「区民の会」活動を充実・発展させていく。
- (5) 日常的広報活動を充実していく。市民の会ニュース(月2回発行、2回分を合併して月間ニュース発行) 機関紙「くらしと福祉」(月1回発行) ホームページ更新(日常的更新に努める)
- (6) 諸会議の定例化について。企画運営委員会(時宜に応じて開催し、定例化しない) 市民の会・区民の会合同会議(2か月に一度開催:第3水曜日)
- (7) 事務局員の増員。

ご案内

【北九州憲法ネット主催 憲法連続講座】

(第2回)弁護士に聞いてみよう! 憲法のハナシ

日本国憲法が施行されて今年で76年を迎え、憲法は私たちの生活に身近な存在となりました。この機会に皆さんと一緒に憲法を学んでみませんか?皆さんの疑問・質問に弁護士がお答えします。

【日時】2023年7月22日(土曜日)

13時30分~15時30分

【場所】北九州市生涯学習総合センター 1階A会議室

(北九州市小倉北区大門1丁目6-43 TEL 093-571-2735)

◎参加費無料

★憲法をいちばんはじめから丁寧に教えます。

★憲法に関する身近な疑問に弁護士が答えます。

★肩の力を抜いて気軽に参加してください!



【講師】

小野純司(弁護士)

大分県日田市出身

九州国際大学(八幡東区)を卒業後、市内の企業に勤務。

一念発起して司法試験を受験し、現在は弁護士として小倉南法律事務所所属。

憲法の理念を実現すべく、生活困窮問題や法教育などの諸活動に取り組んでいます。

【主催】

北九州憲法ネット

〒803-0817 北九州市小倉北区田町13番21号田町ビル3階

講座に関するお問い合わせ:小倉南法律事務所(小野) TEL093-963-1731

学校給食を考える学習会 (第1回)

子どもたちが食べている学校給食はどんなものなのでしょうか。食育基本法では、学校給食に地産・地消が示されていますが、北九州市はどうなっているのかなど知らないことがいっぱい。

また、学校給食費の無償化が全国の自治体に広がっているけどなぜ?

憲法26条で義務教育は無償となっているけど...など、疑問や知っている

情報を出し合って交流しましょう。

学校給食は子どもたちの教育の大事な一つです。

みんなでいっしょに考えてみませんか。



7月8日(土) 10時30分
コムシティ こどもの館7階(託児あり)

■学習交流■

- ・給食現場から学校調理員さんの報告
- ・北九州市の学校給食の現状とこれまでのあゆみ
- ・学校給食費の無償化を実現した自治体の経験に学んで

以上の報告内容を予定しています。



学校給食を考える準備会

代表 安永 武

連絡先 093-592-5000

北九社保協通信

報告・資料集 2023年5月号
5月29日 事務局発行

相談が殺到...長引くコロナ禍に物価高騰が生活を直撃

いのちと暮らしを守るなんでも相談会に40件の相談

このコロナ禍の3年間、北九社保協も継続参加し昨年12月まで実施し一旦、終結した全国一斉コロナなんでも電話相談後も、コロナ支援策の終了や長引く失業に新たな就労困難、さらには物価高騰の影響もあり生活困窮状態から抜け出せない方がまだまだ多い現状にふれ、4月30日ぶにまた全国一斉「いのちと暮らしを守るなんでも相談会」実施の提起があり、引き続き取り組みました。

今回はコロナ感染状況も小康状態にあることから、電話相談に加え対面相談も実施しました。対面で6件、電話で34件の相談がありました。相談内容も、後見人・家庭問題・労働問題・生活問題・債務問題・健康問題と多岐にわたりそれぞれ専門分野の相談員が対応しました。民医連の健和会からはMSWと看護師の派遣があり、医療・介護・健康相談に当たっていただくなど今まで以上に充実した相談体制をとることができました。今回の相談概要から、長引くコロナ禍に加え物価高騰が、未だ生活困窮から抜け出せない方や低年金の高齢者を直撃している実態が見てとれました。やはり、国によるコロナ支援策の継続と物価対策が急務であると改めて感じました。

生活保護110番にはチラシを見ての相談電話が10件

5月16日に奇数月の定例開催である「生活110番」を実施しました。今回は残念ながらマスキンの取付や事前告知はありませんでしたが、地域に配布しているチラシを見ての相談が10件ありました。毎回、地域を変えながらチラシを配布していますが、今回は久しぶりの地域・案内チラシを配布したところ直ぐに相談電話があるなどの反応がありました。当日も、新しい配布地域から相談が寄せられるなど場所を変えながら継続したチラシ配布による案内の重要性を痛感しました。相談はこの間と同様に深刻なものばかりで、特に低年金受給の高齢者から多くの相談が寄せられました。一例をあげるると70歳の女性で単身世帯、年金は月4万円程度。家賃は市営住宅で減免も通院費がかり生活が大変。治療費は遠方にいる子供が援助してくれてどうか命をつないでいるという相談には生活保護基準に該当するので直ぐにでも申請をアドバイス。また、「80歳の女性で単身世帯の方、無年金のため、持家を売却して生活してきたがいよいよ、そのお金が少なくなってきたため役所に相談に行くも、手持ち金がゼロにならないと保護できない」と追い返された。という方には「役所の対応は明らかに違法。保護基準の1ヶ月相当額になれば保護申請は可能と説明。」本人より依頼もあり後日、生健会で申請同行することになりました。今回、相談をされたことでこの方は保護申請へとつながりましたが、役所の認識不足により間違った窓口対応が行われたことは問題です。社保協として引き続き正しい保護行政が実施されているかのチェック機能果たして行きたいと思えます。



相談電話に耳を傾ける相談員の皆さん

平和とくらしを守る北九州市民の会

〒803-0817 小倉北区田町13-21 田町ビル3F

TEL 093-592-5000

fax 093-571-4346

http://siminnokai.sakura.ne.jp

e-mail:koe@siminnokai.com

